

猶 予 額 の 計 算 書

1 猶予額の計算

(1) 収入の減少の状況等

令和3年2月以降、一昨年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和3年(当年)			一昨年同月			収入減少率 1-(①÷④) 1-(②÷⑤) 1-(③÷⑥) のうち最大のものを記載
	月	月	月	月	月	月	
収入							
	小計	①	②	③	④	⑤	⑥
支出							
	小計	⑦	⑧	⑨			

※職員記入欄 事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳等) 聴取

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑩×6(6か月分))	円	+	今後6か月に予定されている臨時支出等の額	円
			=	
			当面の支出見込額(⑪)	円

(3) 現金・預貯金残高

※職員記入欄 一時納付・納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等) 聴取

	金額		金額	
現金	円	預貯金	円	現金・預貯金の合計(⑫)
				円

(4) 償還可能金額

⑫(現金・預貯金残高) - ⑪(当面の支出見込額) = 償還可能金額(⑬) 円
(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

令和3年度分の未償還額					
	円	-	(⑬) 償還可能金額	円	=
					猶予額
					円

《「収入の減少」とは…》

令和3年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、収入が一昨年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「償還可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「償還可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。

償還猶予の結果については、栗原市奨学金償還猶予可否決定通知書でお知らせします。